

パブリックコメント意見募集

配布用（ご自由にお持ち帰りください。）

※意見提出用紙も添付しています。

河内長野市環境基本計画 【中間見直し（素案）】概要版

（平成 28 年 3 月中間見直し）

問い合わせ先

河内長野市環境審議会事務局

（河内長野市役所環境共生部環境政策課）

住所：河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話番号：0721-53-1111

1. 河内長野市環境基本計画について

本市では、環境基本法及び河内長野市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創出に関する施策を講じるための基本的な計画として、河内長野市環境基本計画（以下、「計画」という。）を策定しています。

現行の計画（平成23年3月改訂）は、「循環と共生と参加を基調とした環境調和都市・河内長野」を望ましい環境像として、地域内の資源循環と、人と自然との共生、将来の世代に良好な環境を継承するために市民・市民団体・事業者・市などさまざまな主体の参加を基調としたまちづくりを目指しています。

計画の中で、特に課題の緊急性や重要性が高く、優先的に取り上げるべき10項目の「重点プラン」を掲げ、「環境調和都市・河内長野」を実現するための中核となる重点施策を定めています。

2. 計画の見直しについて

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間ですが、中間年度となる平成27年度において、前期の重点プランの進捗状況を点検・評価した上で、計画の見直しを行いました。

見直しの結果、これまでの実績と今後の課題を踏まえ、計画の中核となる重点施策である「重点プラン」を変更することとしました。

これは、計画の後期となる平成28年度から平成32年度において、課題の緊急性や重要性が高く、優先的に取り上げるべき施策を定めたものです。

3. 主な変更内容について

中間見直しによる主な変更内容は、後期に向けた重点施策として、新たに2項目の「重点プラン<共通>」を設定したほか、5項目の重点プランを掲げています。

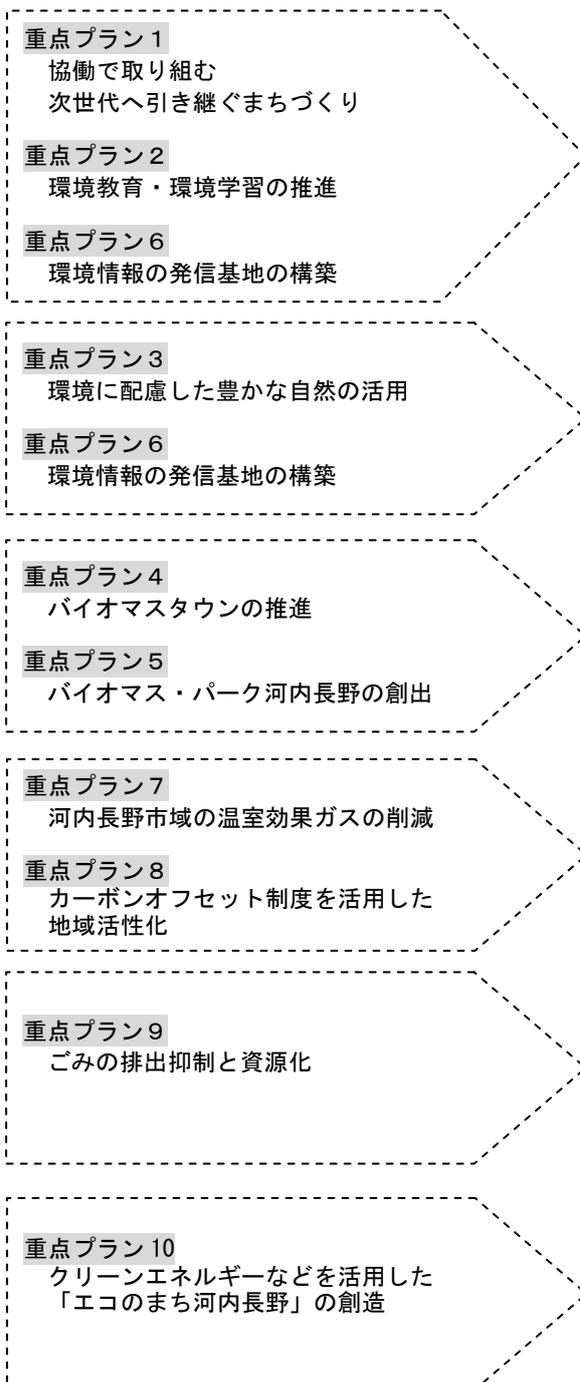
前期の重点プラン1と重点プラン2は、他のすべての重点プランを貫く施策と定めていたため、後期ではこの2つを「重点プラン<共通>」として、他のすべての重点プランと密接に関連させ、きめ細かに施策を推進することとします。また、前期の重点プラン10に掲げた「エコのまち河内長野」はクリーンエネルギーなどの活用に特化したものではないため、同じく「重点プラン<共通>」に組み込むこととします。

このことにより、後期において、本市が先駆的に取り組んできた協働による環境事業や環境教育・環境学習に継続して取り組み、その情報を発信することで、計画の施策の基盤となる「人・しくみづくり」や「まちづくり」をより具体的に進めます。

前期の重点プラン3から重点プラン10までの内容は、後期の重点プラン1から重点プラン5までにすべて引き継がれています。これまでの実績や今後の課題を踏まえ、複雑化・多様化する環境問題や時代のニーズに対応し、市の政策の方向性に合わせた整理を図っています。

前期と後期の重点プラン

【前期：H23～H27年度】



【後期：H28～H32年度】

